

令和3年度

第37回 五領地区連合自治会 定期総会

書面議決

第1号議案 令和2年度事業報告

第2号議案 令和2年度決算報告及び会計監査報告

第3号議案 令和3年度理事及び役員選出（案）

第4号議案 令和3年度事業計画（案）

第5号議案 令和3年度予算（案）

※ 参考資料

- ・五領地区連合自治会規約
- ・各单位自治会 世帯数及び代議員数

令和2年度事業報告

五領地区連合自治会

活動項目	主な内容
令和2年度定期総会 書面議決	<p>コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から書面議決としました。 代議員100名に対して承認91票、非承認1票で承認されました。 (議案)</p> <p>①令和元年度事業報告、②令和元年度決算報告及び会計監査報告 ③令和2年度理事及び役員選出(案)、④令和2年度事業計画(案) ⑤令和2年度予算(案)</p>
環境美化推進事業 5月・11月	<p>高槻市環境美化推進デーを中心に、地域の清掃活動を実施 (推進デー：5月中止・11月15日単位自治体判断で実施/中止)</p>
第24回 五領ふるさと祭り	<p>下記内容で計画しましたが、コロナ感染症の緊急事態宣言の影響を受け中止としました。 テーマ：“緑豊かな五領のまちへあふれる笑顔！つながる心！” 内容：第1部 トリドリステージ(軽音楽、ダンス、和太鼓、歌三線他) 第2部 盆踊り(靖月会、高槻江州音頭保存会)</p>
調理実習会 7月予定 場所：五領公民館 調理室	<p>高槻市より栄養士の方より指導頂きながら、健康推進リーダーが健康に良い料理実習を計画していましたが、コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止としました。</p>
社会見学会 11月に計画	<p>コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止としました。</p>
防災講座 12月6日(日) (10:00~12:00) 会場：五領公民館(公民館と共催)	<p>コロナウイルス感染症で大阪府の医療緊急事態宣言が発出され、中止としました。 タイトル：「防災フォーラム」 1部：特別講演「風水害による犠牲者ゼロを目指して」 講師：関西大学社会安全学部 奥村准教授 2部：パネルディスカッション 水害・土砂災害の危険が迫った時の「避難所/避難経路/避難方法」を考える</p>
防災「まち歩き」11月8日	<p>避難所までの安全な避難経路の確認作業を実施しました。</p>
第31回五領文化展 演舞朗々らいぶステージ 風雅彩々あーとギャラリー 3月6日(土)、3月7日(日) (10:00~17:00)	<p>コロナウイルス感染症で、国から緊急事態宣言が発出され、中止としました。 ステージ：大正琴、民謡舞踏、詩吟、三線、カラオケ、フラダンス等 展示：書道、写真、絵画、陶芸、フラワーアレンジメント等 会場：五領公民館(五領公民館と共催)</p>
第39号 連合自治会だよりの発行	<p>発行部数：7,000部 連合自治会の広報活動の一環として、ホームページのPRのため、非自治会員宅にポスティングを実施しました。 発行日：令和3年3月15日</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 青少年健全育成協議会への助成 2. 五領小学校前交差点「押しボタン式歩車分離信号機」へ改善(10月) 3. 梶原6丁目横断歩道(通学路)の安全対策を茨木土木事務所に要望し、安全対策実施中及び、大阪府警察本部に進入規制を依頼中。

令和2年度決算報告書

五領地区連合自治会

(単位:円)

令和3年3月31日

収入の部				支出の部			
項目	予算額	決算額	摘要	項目	予算額	決算額	摘要
前年度繰越金	222,802	222,802					
会費	479,400	480,900	150円×3,206世帯	分担金	35,000	35,000	コミュニティ市民会議
地域振興補助金	544,410	544,410	市補助金		20,000	20,000	青少年健全育成協議会
預金利息	0	5	普通預金利息	(小計)	55,000	55,000	
負担金	400,000	0	社会見学会(中止)				
コロナ対策助成金	0	320,000	市補助金		200,000	0	五領ふるさと祭り中止
雑収入	40,000	5,610	令和元年度駐車場貸借料の返金(大阪府)5,610円	活動費	180,000	13,614	五領文化展
会議費	60,000	0	1月理事会&懇親(中止)		100,000	0	芝生育成会への補助
(小計)	1,523,810	1,350,925			14,000	13,780	ホームページ維持費
				(小計)	640,000	0	社会見学会中止
				会議費	95,000	10,238	理事会打合せ等
				防災活動費	100,000	145,278	防災資機材購入等
				広報費	99,000	13,211	連合自治会だより
				研修費	11,000	0	コミュニティ研修費
				慶弔費	5,000	0	
				通信費	12,000	9,700	切手等
				消耗品費	25,000	8,855	インクカートリッジ
				事務費	35,000	8,250	文具、コピー等
				租税公課	200	200	収入印紙
				雑費	20,000	6,315	駐車料等
				コロナ対策費	0	291,310	非接触型温度計等
				予備費	155,412	620,180	京セラ複合機
				(小計)	557,612	1,113,537	
合計	1,523,810	1,350,925		合計	1,746,612	1,195,931	
				次年度繰越金		377,796	京都信金: 5,835円 JA五領 : 371,961円
総計	1,746,612	1,573,727		総計	1,746,612	1,573,727	

以上の通り、ご報告いたします。

令和 3年 3月 31日

会計 北浦 寿



監査報告書

令和2年度、五領地区連合自治会の決算報告は、その関係帳簿、証憑書類と照合した結果、収支は適正かつ確実に行われていることを認めます。

令和 3年 3月 27日

監査

清田 正和



監査

飯田 正和



< 第3号議案 >

五領地区連合自治会 令和3年度 役員・理事 ≪案≫

[役員・理事]

連合役員・理事	自治会役職	所属自治会	氏名
会長	会長	萩之庄	塚本 與浩
副会長	会長	道鶴町	柳田 元
副会長	顧問	上牧	上田 博夫
副会長	会長	五領住宅	北浦 寿
事務局長	顧問	井尻	西村 武
会計	顧問	梶原5・6丁目	谷川 秀次
理事	会長	淀の原町	板倉 克和
理事	会長	東上牧阪急住宅	今田 有紀
参与	会長	上牧	大同 正和
理事	会長	神内1丁目	井上 晴彦
理事	会長	上牧南駅前町	有蘭 統紀子
理事	会長	梶原	梶村 正俊
理事	会長	梶原三丁目	高木 勝
参与	会長	梶原5・6丁目	岡本 重夫
理事	会長	楓	信崎 佳之
参与	会長	井尻	内本 繁
理事	会長	前島	玉村 仁志
理事	会長	エンゼルハイム	西川 裕子

[連合役職]

役職	自治会役職	所属自治会	氏名
会計監査	元会長	東上牧阪急住宅	清田 芳博
会計監査	元会長	上牧	木村 和男
顧問	元会長	東上牧阪急住宅	高須賀 嘉章
参与	元会長	梶原三丁目	前田 利夫

[関連人事] 令和3年度 高槻市等関係団体役員

< 参考 >

団体名称	役職	所属自治会	氏名	備考
市コミュニティー市民会議メンバー	幹事	東上牧阪急住宅	高須賀 嘉章	(顧問)(市民会議議長 継続)
	委員	萩之庄	塚本 與浩	(会長)
	委員	道鶴町	柳田 元	(副会長)
	委員	上牧	上田 博夫	(副会長)
赤十字	分団長	上牧	上田 博夫	(連合推薦)
	副分団長	道鶴町	柳田 元	(連合推薦)
	献血委員	上牧	長谷川 かよ子	< 委嘱 >
		上牧	山中 玲子	< 委嘱 >
会計	梶原5・6丁目	谷川 秀次	(会計)	
防犯協議会	支部長	東上牧阪急住宅	高須賀 嘉章	(顧問)(市防犯協議会会長 継続)
	副支部長	井尻	西村 武	(事務局長)
	会計	梶原5・6丁目	谷川 秀次	(会計)
青少年健全育成協議会	理事	五領住宅	北浦 寿	(副会長)
	代議員	東上牧阪急住宅	今田 有紀	(理事)
	顧問	萩之庄	塚本 與浩	(会長)
地域教育協議会	会長	萩之庄	塚本 與浩	(会長)

令和3年度 事業計画 ~~(案)~~

活動区分	実施項目	実施月日	実施内容
安全安心 住みよい まちづくり	防災活動の強化	11月27日	仮)防災研修会「テーマ:未定」
	防犯活動の推進	時期未定	研修会への参加
	梶原6丁目横断歩道(通学路)の安全対策	前年度からの 継続案件	高槻方面から新幹線側道への左折進入車に対する「う回路通行依頼」のキャンペーンの実施
	環境美化活動の推進	5月(中止)、11月	市環境美化デー連動での地域清掃活動実施
相互親睦 文化 スポーツ 交流 ※	五領ふるさと祭り	7月24日(土)	盆踊り大会 五領小学校にて開催
	社会見学会	11月(未定)	内容未定
	五領文化展	3月5日(土) ~6日(日)	展示とステージの文化展 五領公民館と共催
	子供・青少年育成	11月	親子カーニバルへの協力
		12月	ホワイトコンサートへの協力
	連合自治会だよりの発行	3月	年1回 各戸配付
<会議>	定期総会	5月9日(日)	14時 五領公民館 ⇒ 書面議決に変更
	定例理事会	毎月第2土曜	19時 五領公民館
	高槻市等関係団体会合への出席		高槻市コミュニティ市民会議、防犯協議会等

※但し、各実施活動の具体的内容、時期、推進体制等については、理事会にて継続協議していく。

また、コロナ禍であり、延期、中止する場合があります。

令和3年度予算 (案)

五領地区連合自治会

(単位:円)

収入の部			
項目	前年度実績	予算金額	摘要
前年度繰越金	222,802	377,796	
地域振興補助金	544,410	545,880	市補助金(防災活動費100,000円を含む)
会費	480,900	480,900	150円×3,206戸数(R2年度実績)
会議費	0	60,000	1月理事会&懇親(3,000円×20名)
負担金	0	180,000	社会見学会
コロナ対策助成金	320,000	0	市補助金
雑収入	5,615	10,000	文化展カレンダー、預金利息等
合計	1,573,727	1,654,576	

支出の部			
項目	前年度実績	予算金額	摘要
分担金	55,000	55,000	コミュニティー市民会議 35,000
			青少年健全育成協議会分担金 20,000
会議費	10,238	60,000	会議、反省会等経費
活動費	27,394	894,000	五領ふるさと祭り 300,000
			五領文化展の開催 180,000
			芝生育成会への補助 ※1 100,000
			社会見学会 300,000
			ホームページ維持費 14,000
防災活動事業費	145,278	100,000	防災訓練、資機材の購入等
広報費	13,211	99,000	連合自治会だより発行(年1回)
研修費	0	11,000	教育委員会との研修会費等
慶弔費	0	5,000	
通信費	9,700	10,000	切手等
消耗品費	8,855	80,000	複合機トナー等
事務費	8,250	20,000	事務用品、コピー等
租税公課	200	200	収入印紙
コロナ対策費	291,310	0	
雑費	6,315	10,000	
予備費	620,180	200,000	
翌年度繰越金	377,796	110,376	
合計	1,573,727	1,654,576	

※1: 執行条件として、今年度の領収書と引き換えに支払うこととします。但し、予算額以内とする。

五領地区連合自治会規約

第1条 (名称及び事務所)

この会は、五領地区連合自治会(以下「本会」と称す。)と称し、事務所を高槻市立五領公民館内に置く。

第2条 (会員)

本会の会員は五領地区内の単位自治会の世帯代表者で構成する。

第3条 (目的)

単位自治会相互の親睦を図り、連携を密にすることにより、五領地区全体が豊かで明るく楽しく、安心して暮らすことが出来るまちづくりをする事を目的とする。

第4条 (理事及び理事会)

- ① 理事は単位自治会の代表として、単位自治会長若しくは単位自治会長が推挙した者とする。
単位自治会代表である理事により理事会を構成する。
- ② 理事の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- ③ 理事会は月1回の定例会及び本会運営上の必要に応じて、会長が招集し開催する。
- ④ 理事会は理事の過半数以上の出席をもって成立とし、出席者の過半数以上をもって議決とする。
- ⑤ 理事会は役員を選出、総会に付議すべき事項、総会の議決に基づく会務の執行に関する事項、を協議、決定する。また本会運営上の諸課題について、役員会と協力して取り組む。

第5条 (役員及び役員会)

- ① 年度最初の理事会において、理事の中から以下の当該年度役員を選出し、役員会を構成する。

会長	1名	
副会長	3名	但し年度毎の事業計画遂行のため増減出来る。
事務局長	1名	
会計	1名	

- ② 各役員の任期は1年とする。但し再任を妨げないが、最長4年とする。
- ③ 役員の仕事は以下に定める。

会長	本会を代表し、会務を統括する。
副会長	会長を補佐し、会長事故の時はその職務を代行する。
事務局長	本会の運営全般を担当し、諸事項を記録保管する。
会計	本会の収支について会計事務を行い、結果を総会にて報告する。

- ④ 役員会は本会運営上の必要に応じて、会長が招集し開催する。
役員会は役員過半数以上の出席をもって成立とし、出席者の過半数以上をもって議決とする。
- ⑤ 役員会は本会の事業及び理事会からの提案事項等の諸課題について審議及び企画・立案を行い、理事会に諮る。また理事会、総会にて議決された事項を執行し、統括する。

第6条 (会計監査)

役員もしくは理事経験者のなかから 2名選出し、任期は役員任期に準じる。

会計監査は本会の会計業務を監査し、その結果を総会において報告する。

第7条 (顧問、参与及び事務局スタッフ)

- ① 理事会及び役員会は必要に応じ、理事及び役員の職務をサポートする役として顧問及び参与を若干名、任命することが出来る。
- ② 顧問は本会役員もしくは理事経験者のなかから選出し、高槻市の自治会連合団体の各種協議会の五領地区の代表としての職務を遂行することが出来る。
- ③ ただし、顧問及び参与は理事会、役員会の議決権は有しない。
- ④ 役員会は会長以下役員実務の補佐役として、事務局スタッフを若干名任命することができる。資格要件は問わないが、必要な業務を遂行できる知見、技量を有するものとする。

第8条 (総会及び代議員)

- ① 総会は各単位自治会より選出された代議員により構成される。代議員の総数は100名とし、各単位自治体の代議員数は前年度4月の各単位自治会の世帯数を基準として設定する。ただし単位自治会の世帯数の変動に応じて毎年度4月に見直し、理事会にて決定する。単位自治会の代議員の選任方法については、単位自治会にて協議決定するものとする。
- ② 定期総会は毎年5月に開催し、前年度の事業内容、決算等の報告及び当該年度の理事、役員、会計監査の選出、及び事業計画、予算についての理事会案を審議し、承認を行う。
- ③ また、連合自治会、単位自治会に大きな影響を及ぼす案件が発生し、総会にて対応を協議の必要があると理事会が判断した場合は、会長は臨時総会を招集することが出来る。
- ④ いずれの総会においても、総会は代議員の出席及び委任状の提出が過半数を超えることにより成立するものとする。
- ⑤ 総会の議決については、出席代議員の過半数以上の賛成をもって決定する。

第9条 (規約の改廃等)

- ① この規約の改廃は、総会において出席代議員の過半数以上の賛成を必要とする。
- ② この規約の定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の承認により定めることが出来る。

第10条 (年度)

本会の会計を含む運営年度は毎年、4月1日から3月31日とする。

但し、新年度の理事、役員が決定されるまでの期間は、前年度の理事、役員が継続代行して運営にあたるものとし、重要事項については総会にて事後報告、承認を得るものとする。

第11条 (会費)

単位自治会は別表の各単位自治会世帯数に 150円 を乗じた金額を年度の本会会費として所定の期日までに納入する。

第12条 (その他)

本会の運営上規約に明記されない事項については、すべて理事会の決議でこれを決める。また重要案件については総会に諮ることとする。

[規約改訂履歴]

昭和59年2月12日 制定 同年4月1日施行
昭和63年5月14日 改定 施行
平成 6年5月15日 改定 施行
平成14年5月12日 改定 施行
平成29年5月14日 改定 施行
令和元年5月12日 改定 施行

<別表> 各単位自治会 世帯数及び代議員数

令和3年度

	自治会名称	世帯数	代議員数
1	淀の原町	1,225	35
2	東上牧阪急住宅	765	20
3	エンゼルハイム	303	9
4	上牧	270	8
5	五領住宅	165	6
6	梶原	105	4
7	道鶴町	74	3
8	前島	70	3
9	萩之庄	70	3
10	梶原三丁目	64	3
11	梶原5・6丁目	46	2
12	楓	26	1
13	神内1丁目	20	1
14	上牧南駅前町	16	1
15	井尻	8	1
	<合計>	3,227	100

※2020年4月現在 登録世帯数を基本に代議員数を決定。